

独法・霊長類医科学研究センターの担うべき役割

—独法後二年の経験を基にしたセンターに期待されるリソース、機能、組織—

霊長類医科学研究センター 寺尾 恵治

1978年に国立予防衛生研究所（現国立感染症研究所）の筑波支所として開設された霊長類センターは、本年3月で創立28年を迎えた。私は霊長類センターの歴史は大きく3つに区分できると考えている。第一期の10年間は医科学研究用の高品質な霊長類リソース（基盤的リソース）を生産、供給するためのリソース基盤整備期、第二期の10年間は基盤的リソースをベースにして、付加価値のある疾患モデル（戦略的リソース）の抽出・作出を目的としたリソース開発期、第三期の8年間は整備された霊長類リソースを用いて多様な医科学研究を展開するリソース活用期である。これらの段階を経て、年産200頭以上の生産能力を有する繁殖コロニーに感染症実験施設および医科学実験施設の二つの特殊実験施設を併設する医科学研究施設に成長した霊長類センターは、リソース活用期の折り返し地点の昨年4月に感染研から医薬基盤研に移行した。基盤研移行に伴い、センターのリソースと実験施設を広く国内の研究者に開放し、創薬研究や医療技術の開発研究を促進する役割が付加されることになった。新生霊長類センターとして広範で多様な医科学研究を支援してゆくためには、施設運営にかかわる様々なシステムを短期間で整備する必要があったが、大きな混乱なく感染研・霊長類センターから基盤研・霊長類センターへの機能移管を行うことができたのは、1997年に開設された共同利用施設（現医科学実験施設）の運営経験が大変役立った。

以下は昨年度中に試行錯誤を経て確立した所外研究者への育成ザルの供給と実験施設利用の原則である。

- 【1】 感染研が専用使用していた**感染症実験施設（P2、P3）**を**医科学実験施設**とともに**共同利用施設**として国内研究者に開放する。
- 【2】 感染研副所長を委員長とした**共同利用施設運営委員会**を改組し、基盤研理事長を委員長として厚労省所轄の研究所、NCの研究者で構成される**新たな運営委員会**を編制する。
- 【3】 運営委員会の決定に基づいた供給ザルの配分調整過程の透明化を図るため、新たな**霊長類資源調整委員会**を設置する。
- 【4】 所外研究者を**国公立研究機関、大学、独立行政法人**などに所属し**公益性の高い研究を行う研究者**と**民間研究機関に所属する研究者**に大別する。
- 【5】 前者の申請は原則的に年一回の公募とし、運営委員会の審査を経て採否を決定する。
- 【6】 後者は随時、**基盤研・共同研究規定**または**基盤研・受託研究規定**による申請とし、**基盤研・内部研究評価委員会**による審査で採否を決定する。
- 【7】 民間企業研究者の施設利用を研究内容から**開発研究**と**評価研究**に二分する。
民間企業の申請方式を分離した理由は以下の3点である。
 - 1. 民間企業の利用申請は「運営委員会の審査」になじまないこと
 - 2. 民間企業の施設利用と独法・霊長類センター・業務規定との整合性を確保する必要性
 - 3. 民間受託試験機関との差別化を図る必要性
- 【8】 民間企業との研究を、**霊長類センター独自のリソース、技術、施設**を利用した**特殊な共同研究**として位置づける。

昨年一年間の試行を経て、現在50件を越える産学官の所外研究者による施設利用研究が進行中である。これらの研究の分野分類やセンターとの連携についても紹介する。